

OPTIONS

オプション取引のすべて

CONTENTS

オプション取引とは

オプション取引の魅力 2

株価指数オプション取引の仕組み 3

- (1) 取引の対象 3
- (2) 限月取引及びその数 3
- (3) 権利行使価格 5
- (4) 取引契約締結の方法 10
- (5) 立会方法 11
- (6) 取引単位、呼値及び制限値幅 11
- (7) サーキット・ブレーカー制度(一時中断措置) ... 13
- (8) 取引規制の方法 14

国債先物オプション取引の仕組み 15

- (1) 取引の対象 15
- (2) 限月取引及びその数 15
- (3) 権利行使価格 16
- (4) 取引契約締結の方法 17
- (5) 立会方法 17
- (6) 取引単位、呼値及び制限値幅 18
- (7) サーキット・ブレーカー制度(一時中断措置) ... 19
- (8) 取引規制の方法 20

有価証券オプション取引の仕組み 21

- (1) 取引の対象 21
- (2) 限月取引及びその数 21
- (3) 権利行使価格 22
- (4) 取引契約締結の方法 23
- (5) 立会方法 23
- (6) 取引単位、呼値及び制限値幅 24
- (7) 建玉制限 26
- (8) 有価証券オプションの売買停止 26
- (9) 取引規制の方法 27

ストラテジー取引 28

- (1) ストラテジー取引とは 28
- (2) テイラーメイドコンビネーション 28
- (3) コンビネーションの条件 28
- (4) インプライド・アウト機能 28

J-NET取引 29

- (1) J-NET取引とは 29
- (2) 制度概要 29

ギブアップ制度と建玉移管制度について ... 31

- (1) ギブアップ制度について 31
- (2) 建玉移管制度について 32

証拠金について 33

- (1) 証拠金について 33
- (2) 顧客が差し入れる証拠金について 33

建玉及び決済について 35

- (1) 建 玉 35
- (2) 反対売買による決済 35
- (3) 権利行使による決済 35
- (4) 権利行使日／権利行使期間 35

付録

株価指数オプション取引の利用方法 36

- (1) 基本型 36
- (2) オープン・ポジション取引 37
- (3) ヘッジ取引 42
- (4) 裁定取引 45

オプション取引とは

- オプションとは、特定の商品（原資産といいます）を、あらかじめ定められた期日に、あらかじめ定められた価格で、買い付ける、あるいは売り付ける権利をいいます。この権利の取引がオプション取引です。

買い付ける権利のことを**コールオプション**、売り付ける権利のことを**プットオプション**、あらかじめ定められた価格を**権利行使価格**、あらかじめ定められた期日を**満期日**といいます。

- オプションの買い手と売り手は、満期日までに、オプション市場において、買い付けた、あるいは売り付けたオプションそのものを反対売買することによって決済することができます。オプション取引の決済方法としては、この反対売買による方法が一般的です。

- またオプション取引には、買い手は権利行使によっても決済できるという特色があります。

満期日までの期間中いつでも権利行使ができるタイプのオプションのことをアメリカンタイプ、満期日にしか権利行使できないタイプのオプションのことをヨーロピアンタイプといいます。

なお、大阪取引所で取引される株価指数オプション取引、有価証券オプション取引は、**ヨーロピアンタイプ**のオプションで、国債先物オプション取引は**アメリカンタイプ**のオプションです。

- オプションの買い手は、このような権利を得る対価として、売り手に対して**プレミアム**と呼ばれるオプション料を支払います。

- オプション取引は満期日までに反対売買を行わなかった場合、満期日時点で本質的価値がある銘柄については権利行使により決済が行われます。決済方法には、原資産を直接受け渡す受渡決済又は原資産価格の差金により決済を行う差金決済があります。

大阪取引所で取引されるオプション取引は、株価指数オプション取引については差金決済を行い、国債先物オプション取引、有価証券オプション取引については受渡決済を行います。

なお、満期日までに権利行使しなかったオプションは消滅します。

オプション取引の魅力

損失を限定する機能をもっています。

オプションの買い手は、有利なときだけ満期日に権利行使を行うことによって利益を得ることができます。つまり、予想が外れた場合は、オプションを放棄することによって、その損失を、オプションを買い付けるために支払ったプレミアムに限定できるという優れた特徴をもっています。

ヘッジ手段として有効です。

原資産の値下がりリスクのヘッジとしてプットオプションの買付け、購入予定資産の値上がりリスクのヘッジとしてコールオプションの買付け等、ヘッジ手段として有効です。しかも、オプションを使ったヘッジは、損失を限定しながら、一方で原資産の値上がり機会を追求できます。

資金運用の効率をアップします。

- ▶ オプションの売り手は、プレミアム収入によって運用資金の利回りを高めることができます。
- ▶ オプションは現資産投資に比較して少額のプレミアムで高い利益をあげることができます。つまり、高いレバレッジ効果をもっています。
- ▶ ポートフォリオの組入比率の変更や銘柄入替えが機動的に行えます。オプションを使うことによって、直接、原資産を売買することなく、リスクの調整と運用コストの軽減が図れます。

新しい投資手段を提供します。

- ▶ オプションの買付けは、損失を限定しながら利益だけを追求できるユニークな投資手段です。
- ▶ オプション取引は多くの権利行使価格(銘柄)を対象とします。このため、オープン・ポジション取引をはじめ、権利行使価格間、限月間、異市場間の裁定取引等、多種多様な投資戦略が可能となります。

株価指数オプション取引の仕組み

(1) 取引の対象

株価指数オプション取引の対象は、日経平均株価又はTOPIXを売り付けるオプション(以下「プットオプション」という。)及び買い付けるオプション(以下「コールオプション」という。)の2種類とします。

(2) 限月取引及びその数

日経225オプション取引では、第二金曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)を取引最終日とする限月取引(以下「通常限月取引」という。)について、3月、6月、9月及び12月のうち、5年先までの6月と12月の10か月と、1年6か月先までの3月と9月の3か月に加えて、それ以外の直近6か月の19限月取引制とします。

また、2015年5月より各週の金曜日(第二金曜日を除く)の前日を取引最終日とする限月取引(以下「週次設定限月取引」という。)が導入され、通常限月取引に加えて連続した直近の4週次設定限月取引も取引できます。

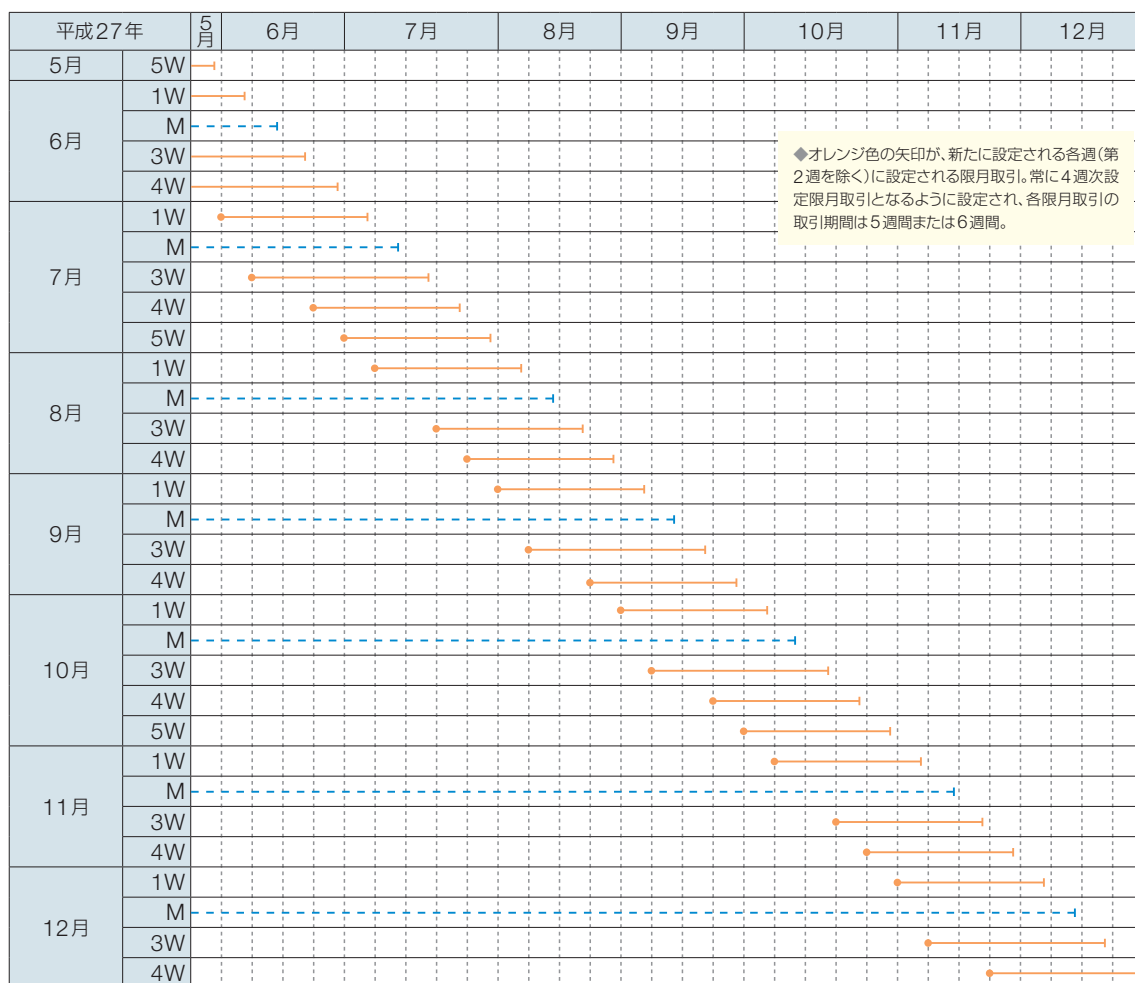
TOPIXオプション取引では、3月、6月、9月及び12月のうち直近5限月取引及びそれ以外の直近の3限月取引の8限月取引制とします。

各限月の第二金曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)を取引最終日とします。

直近の限月取引の取引最終日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)を新たな限月取引の取引開始日とします。

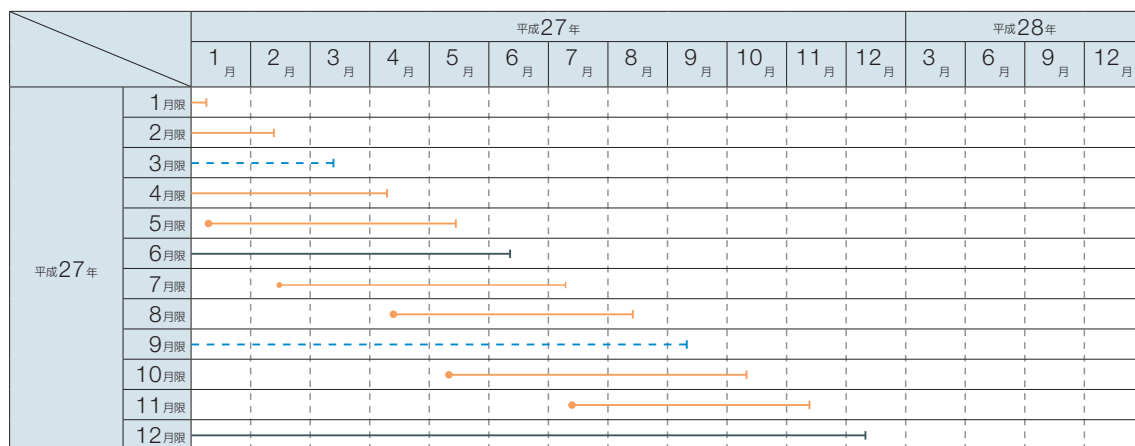
> 限月取引変遷表

一日経225オプション取引(通常限月取引、週次設定限月取引)―



※ M=通常限月取引。1W(3W、4W、5W)=第1(第3、第4、第5)金曜日の前営業日を取引最終日とする週次設定限月取引。

―TOPIXオプション取引―



(3) 権利行使価格

権利行使価格はオプション固有のものです。先物取引は限月取引で銘柄の区分を行いますが、オプション取引では限月取引ごとに権利行使価格を設定するため、プットオプション又はコールオプションについて、限月取引と権利行使価格で銘柄区分を行います。

① 新規設定時の権利行使価格の間隔(刻み)

日経225オプション取引(通常限月取引)	250円
日経225オプション取引(週次設定限月取引)	125円
TOPIXオプション取引	50ポイント

② 新規設定

各限月取引について新たに権利行使価格を設定する場合には、以下のような基準に従って設定します。

● 日経225オプション取引の新規設定

- ・日経225オプション取引では、取引開始日の前日の最終の日経平均株価に最も近接する権利行使価格を中心に、上下16種類ずつ合計33種類の権利行使価格を設定します。
- ・週次設定限月取引の新規設定
週次設定限月取引では、取引開始日の前日の最終の日経平均株価に最も近接する権利行使価格を中心に、上下8種類ずつ合計17種類の権利行使価格を設定します。

● TOPIXオプション取引の新規設定

TOPIXオプション取引では、取引開始日の前日の最終のTOPIXに最も近接する権利行使価格を中心に、上下6種類ずつ合計13種類の権利行使価格を設定します。

なお、取引開始日の前日の日経平均株価及びTOPIXの終値がそれぞれ刻みの中位点にある場合には、指数を上回る権利行使価格を最も近接する権利行使価格とします。

■ 新規設定の具体例

日経225オプション取引(通常限月取引)

取引開始日の前日の日経平均株価の終値 9,890円	取引開始日の前日の日経平均株価の終値 10,125円
14,000	14,250
13,750	14,000
13,500	13,750
13,250	13,500
13,000	13,250
13,750	13,000
12,500	12,750
12,250	12,500
12,000	12,250
11,750	12,000
11,500	11,750
11,250	11,500
11,000	11,250
10,750	11,000
10,500	10,750
10,250	10,500
10,000 最も近接する権利行使価格	10,250 最も近接する権利行使価格
9,750	10,000
9,500	9,750
9,250	9,500
9,000	9,250
8,750	9,000
8,500	8,750
8,250	8,500
8,000	8,250
7,750	8,000
7,500	7,750
7,250	7,500
7,000	7,250
6,750	7,000
6,500	6,750
6,250	6,500
6,000	6,250

日経225オプション取引(週次設定限月取引)

取引開始日の前日の日経平均株価の終値 9,890円	取引開始日の前日の日経平均株価の終値 10,062.5円
10,875	11,125
10,750	11,000
10,625	10,875
10,500	10,750
10,375	10,625
10,250	10,500
10,125	10,375
10,000	10,250
9,875 最も近接する権利行使価格	10,125 最も近接する権利行使価格
9,750	10,000
9,625	9,875
9,500	9,750
9,375	9,625
9,250	9,500
9,125	9,375
9,000	9,250
8,875	9,125

TOPIXオプション取引

取引開始日の前日のTOPIXの終値 980point	取引開始日の前日のTOPIXの終値 1,025point
1,300	1,350
1,250	1,300
1,200	1,250
1,150	1,200
1,100	1,150
1,050	1,100
<u>1,000</u> 最も近接する権利行使価格	<u>1,050</u> 最も近接する権利行使価格
950	1,000
900	950
850	900
800	850
750	800
700	750

③ 追加設定

新規設定後、株価水準が変動し、既存の権利行使価格と乖離する状況が生じた場合には、以下のような基準に従って新たな権利行使価格を追加設定します。なお、追加設定の条件に該当した場合には、翌営業日から取引を開始します。ただし、取引最終週に入った限月取引については追加設定を行わないことがあります。

● 日経225オプション取引(通常限月取引)の追加設定

日経225オプション取引(通常限月取引)では、直近の3限月以外の限月取引については、毎日の最終の日経平均株価の数値に最も近接する権利行使価格を基準として、これを上回る又は下回る権利行使価格がそれぞれ連続して16種類となるように追加設定を行います。

先の新規設定の例では、6,000円から14,000円までの33種類の権利行使価格を設定しましたが、その後、日経平均株価が上昇し、10,125円以上になると、日経平均株価に最も近接する権利行使価格が10,250円となり、これを上回る権利行使価格は、10,500円、10,750円、11,000円、……13,500円、13,750円、14,000円と250円刻みで15種類となります。このような状態になれば、14,250円の権利行使価格を追加設定します。

また、新規設定時の権利行使価格の間隔は250円ですが、当該限月取引の期間が3か月となった時点から、権利行使価格の間隔を125円として、連続して上下16種類以上(既設定の権利行使価格を含む)存在するように権利行使価格を追加設定します。

直近の3限月取引については、毎日の最終の日経平均株価の数値に最も接近する権利行使価格を基準として、権利行使価格の間隔を125円として、これを上回る又は下回る権利行使価格がそれぞれ連続して16種類以上となるように追加設定を行います。

● 日経225オプション取引(週次設定限月取引)の追加設定

日経225オプション取引(週次設定限月取引)では、毎日の最終の日経平均株価の数値に最も近接する権利行使価格を基準として、これを上回る又は下回る権利行使価格がそれぞれ連続して8種類となるように追加設定を行います。

● TOPIXオプション取引の追加設定

TOPIXオプション取引では、直近の4限月以外の限月取引については、毎日の最終のTOPIXの数値に最も近接する権利行使価格を基準として、これを上回る又は下回る権利行使価格がそれぞれ連続して6種類となるように追加設定を行います。

また、新規設定時の権利行使価格の間隔は50pointですが、当該限月取引の期間が4か月となった時点から、権利行使価格の間隔を25pointとして、連続して上下9種類以上(既設定の権利行使価格を含む)存在するように権利行使価格を追加設定します。

直近の4限月取引については、毎日の最終のTOPIXの数値に最も接近する権利行使価格を基準として、権利行使価格の間隔を25pointとして、これを上回る又は下回る権利行使価格がそれぞれ連続して9種類以上となるように追加設定を行います。(TOPIXオプション取引では、追加設定する日が取引最終日と同一の週に属するときは、追加設定を行いません。)

■ 追加設定の具体例

日経225オプション取引(通常限月取引)

①直近の3限月以外の限月取引の追加設定

14,250 ← 例えば、前日の日経平均株価が10,125円以上になった場合、設定追加

14,000

13,750

13,500

13,250

13,000

12,750

12,500

12,250

12,000

11,750

11,500

11,250

11,000

10,750

10,500

10,250

10,000

既存の権利行使価格

9,750

9,500

9,250

9,000

8,750

8,500

8,250

8,000

7,750

7,500

7,250

7,000

6,750

6,500

6,250

6,000

5,750 ← 例えば、前日の日経平均株価が9,875円を下回った場合、追加設定

OPTIONS オプション取引のすべて

②直近の3限月取引の追加設定
(前日の日経平均株価の終値9,930円の場合)

14,000	
13,750	
13,500	
13,250	
13,000	
12,750	
12,500	
12,250	
12,000	
11,875	← 追加設定
11,750	
11,625	← 追加設定
11,500	
11,375	← 追加設定
11,250	
11,125	← 追加設定
11,000	
10,875	← 追加設定
10,750	
10,625	← 追加設定
10,500	
10,375	← 追加設定
10,250	
10,125	← 追加設定
10,000	
9,875	← 追加設定
9,750	
9,625	← 追加設定
9,500	
9,350	← 追加設定
9,250	
9,125	← 追加設定
9,000	
8,875	← 追加設定
8,750	
8,625	← 追加設定
8,500	
8,375	← 追加設定
8,250	
8,125	← 追加設定
8,000	
7,750	
7,500	
7,250	
7,000	
6,750	
6,500	
6,250	
6,000	

日経225オプション取引(週次設定限月取引)

11,000	←例えば、前日の日経平均株価が9,937.5円以上になった場合、追加設定
10,875	
10,750	
10,625	
10,500	
10,375	
10,250	
10,125	
10,000	
9,875	既存の権利行使価格
9,750	
9,625	
9,500	
9,375	
9,250	
9,125	
9,000	
8,875	
8,750	←例えば、前日の日経平均株価が9,812.5円を下回った場合、追加設定

TOPIXオプション取引

①直近の4限月以外の限月取引の追加設定	
1,350	← 例えば、前日のTOPIXが1,025point以上になった場合、追加設定
1,300	
1,250	
1,200	
1,150	
1,100	
1,050	
1,000	既存の権利行使価格
950	
900	
850	
800	
750	
700	
650	← 例えば、前日のTOPIXが975pointを下回った場合、追加設定
②直近の4限月取引の追加設定 (前日のTOPIXの終値990pointの場合)	
1,300	
1,250	
1,225	← 追加設定
1,200	
1,175	← 追加設定
1,150	
1,125	← 追加設定
1,100	
1,075	← 追加設定
1,050	
1,025	← 追加設定
1,000	
975	← 追加設定
950	
925	← 追加設定
900	
875	← 追加設定
850	
825	← 追加設定
800	
775	← 追加設定
750	
700	

(4) 取引契約締結の方法

個別競争取引とします。最も低い値段の売呼値と最も高い値段の買呼値とが合致するとき、その値段を約定値として取引を成立させる方法であり、価格優先・時間優先の原則が厳格に守られています。

(5) 立会方法

① 立会時間

立会時間は以下のとおりです。

日中立会	9:00～15:15
ナイト・セッション	16:30～翌3:00

※ナイト・セッションの開始時から翌営業日の日中取引(当該営業日の日中立会及びJ-NET取引(当該営業日の16:00まで)の取引に限る)の終了時までの1サイクルを「取引日」とします。



	日中立会	ナイト・セッション	概 要
プレ・オープニング	8:00～9:00	16:15～16:30	注文のみを受け付けてマッチングは行いません。
オープニング・オークション	9:00	16:30	板寄せ方式によるマッチングを行います(取引が成立しなければ、ザラバに移行します)。
レギュラー・セッション (ザラバ)	9:00～15:10	16:30～翌2:55	原則として、ザラバ方式による取引を行います(取引の一時中断又は停止を行った場合には、板寄せ方式により取引を再開します)。
プレ・クロージング	15:10～15:15	翌2:55～翌3:00	注文のみを受け付けてマッチングは行いません。
クロージング・オークション	15:15	翌3:00	板寄せ方式によるマッチングを行います。

※クロージング・オークションでは、直前のレギュラー・セッション(ザラバ)での約定値段から、上下10ティックの終値成立値幅を超える場合は、取引を成立させません。

② 立会方法

売買システムにより取引を行います。

(6) 取引単位、呼値及び制限値幅

① 取引単位

取引単位はオプションと先物とを組み合わせた利用を容易にするため、先物取引と同じ単位とします。

日経225オプション取引	1,000倍
TOPIXオプション取引	10,000倍

② 呼 値

呼値の単位は以下の通りです。

> 日経225オプション取引

プレミアム	呼値の単位	取引単位	1呼値あたりの金額
50円以下	1円	1,000倍	1,000円
50円～1,000円以下	5円	1,000倍	5,000円
1,000円～	10円	1,000倍	10,000円

> TOPIXオプション取引

プレミアム	呼値の単位	取引単位	1呼値あたりの金額
20pt以下	0.1pt	10,000倍	1,000円
20pt～	0.5pt	10,000倍	5,000円

③ 注文の種類及び条件

注文の種類は以下のとおりです。

注文種類	概 要
①指値注文	価格の限度を指定して発注し、指定した価格又はそれより有利な価格で約定する注文。
②成行注文	価格の限度を指定せずに発注し、最良の売呼値(買呼値)と順次対当する注文。
③最良指値注文	価格の限度を指定せずに発注し、最良の売呼値(買呼値)と対当する指値注文。
④ストップ注文	発注時に指定した板登録条件を満たしたときに、発注時に指定していた条件で板登録される注文。

※指値注文から成行注文への訂正といった注文種類の訂正はできません(注文種類を変更する場合は、既存の注文を取消し、新たに発注し直す必要があります)。

次の呼値の条件を必ず付す必要があります。

注文条件	概 要
約定数量条件	Fill and Store(FAS)
	Fill and Kill(FAK)
	Fill or Kill(FOK)

FASの場合には以下の有効期間条件を付す必要があります。

有効期限条件	Good for Day(GFD)	当日の日中立会終了まで有効(夜間立会で受け付けた注文は当日の夜間立会終了まで有効)とする条件。
	Good till Date(GTD)	指定した期間が満了する日の日中立会終了まで有効とする条件。
	Good till Cancel(GTC)	注文が取り消されるまで有効とする条件。

④ 即時約定可能値幅

誤発注等による価格急変の防止の観点から、約定させた場合に直近の約定値段(TOPIXオプション取引についてはBBO仲値^(※))から所定の値幅(上下10ティック)を超える約定が発生する注文を受け付けた場合には、取引の一時中断を行います。取引の一時中断後は、板寄せ方式で取引を再開します。ただし、取引再開時の板寄せにおける対当値段が即時約定可能値幅の基準となる値段から一定値幅の範囲外である場合には、連続して取引が中断されます。

(※)BBO仲値とは、直近の最優先買呼値と最優先売呼値の仲値(約定値段を含む)。

⑤ 制限値幅

投資者保護の観点から制限値幅を設けることにしています。この考え方はすべての取引所取引に共通のものです。

日経225オプション取引及びTOPIXオプション取引に係る値幅の限度は、基準値段(原則、前取引日の清算数値)を中心に制限値幅算定基準値に下表の比率を乗じて算出した数値を加減した範囲内とし、取引日単位で適用します。

また、値幅の限度は、サーキット・ブレーカー(7参照)の発動状況に応じて段階的に拡大します。

制限値幅算定基準値	所定の期間における日経225先物取引(又はTOPIX先物取引)の中心限月取引の毎取引日の呼値の制限値幅の基準値段の平均値	
算出比率	通常制限値幅	11%
	第一次拡大制限値幅	14%
	最大値幅	17%

※制限値幅は、四半期ごとに大阪取引所が計算して公表します。

※制限値幅の拡大は、取引の一時中断中に行います。値幅の限度が拡大されるまでの間に、拡大前の制限値幅を超える注文を発注しようとしても、当該注文は受け付けられません。

※市況等を勘案し、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、臨時で制限値幅を見直します。

(7) サーキット・ブレーカー制度(一時中断措置)

日経225先物取引(又はTOPIX先物取引)の中心限月が、以下の発動条件に該当した場合には日経225オプション取引(又はTOPIXオプション取引)の全ての限月について取引を一時的に中断します。

発動条件	中心限月取引において、次の①かつ②に該当した場合 ① 制限値幅の上限(下限)値段に買(売)呼値が提示された(当該値段で取引が成立した場合を含む)場合 ② 制限値幅の上限(下限)値段から通常時の制限値幅の10%を超える値段で1分間取引が成立しない場合
中断対象	<日経225先物取引の中心限月取引が発動条件に該当した場合> ① 日経225先物取引及び日経225miniの全限月取引 ② 日経225オプション取引の全限月取引・全銘柄 ③ ①及び②の銘柄に関連するストラテジー取引 ④ ①及び②の銘柄に係るJ-NET取引
	<TOPIX先物取引の中心限月取引が発動条件に該当した場合> ① TOPIX先物取引及びミニTOPIX先物取引の全限月取引 ② TOPIXオプション取引の全限月取引・全銘柄 ③ ①及び②の銘柄に関連するストラテジー取引 ④ ①及び②の銘柄に係るJ-NET取引
適用除外の条件	① 14:50から15:10まで ② 2:35から2:55まで ③ 制限値幅を最大値幅まで拡大した後に、再度発動基準に該当した場合等
中断開始	サーキット・ブレーカー発動条件該当直後の大阪取引所がその都度定める時
中断時間	10分間
再開方法	中断中に制限値幅を拡大のうえ、板寄せ方式により取引を再開します。
基準値段	取引日単位で洗替えます。

(8) 取引規制の方法

大阪取引所が、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、次の措置を行うことができることにしています。

- a 制限値幅の縮小
- b 証拠金の差入日時の繰上げ
- c 証拠金額の引上げ
- d 証拠金の有価証券による代用の制限
- e 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- f 取引代金の決済日前における預託の受入れ
- g 株価指数オプション取引の制限又は禁止(自己取引の禁止等)
- h 建玉制限

国債先物オプション取引の仕組み

(1) 取引の対象

取引の対象は、国債先物を売り付ける権利(以下「プットオプション」という。)&及び買い付ける権利(以下「コールオプション」という。)&の2種類とします。

(2) 限月取引及びその数

四半期限月である3月、6月、9月及び12月の直近2限月に加えて、短期物限月である3月、6月、9月及び12月を除く直近限月取引(最大2限月)を加えた限月取引制とします。

各限月の前月の末日(休業日にあたるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)を取引最終日とします。

四半期限月は、限月の6か月前の月の1日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)、短期物限月は、限月の前々月の1日を新たな限月取引の取引開始日とします。

> 限月取引変遷表

— 国債先物オプション取引 —

(2014/2時点)

		平成26年					平成27年											
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成26年	9月限	取引最終日 26.8.29																
	10月限	26.9.30																
	11月限	26.10.31																
	12月限	26.11.28																
平成27年	1月限	26.11.4					26.12.30											
	2月限	26.12.1					27.1.30											
	3月限	26.9.1					27.2.27											
	4月限						27.2.2		27.3.31									
	5月限						27.3.2		27.4.30									
	6月限	26.12.1					27.5.29											
	7月限						27.5.1		27.6.30									
	8月限						27.6.1		27.7.31									
	9月限						27.3.3		27.8.31									
	10月限								27.8.3		27.9.30							
	11月限								27.9.1		27.10.30							
	12月限								27.6.1		27.11.30							

(3) 権利行使価格

① 新規設定時の権利行使価格の間隔(刻み)

国債先物オプションについては、50 銭とします。

② 新規設定

各限月取引について新たに権利行使価格を設定する場合には、以下のような基準に従って設定します。

取引開始日の前日の国債先物の終値に最も近接する権利行使価格を中心に、上下10種類ずつ合計21種類の権利行使価格を設定します。

なお、取引開始日の前日の国債先物の終値が刻みの中位点にある場合には、終値を上回る権利行使価格に最も近接する権利行使価格とします。

新規設定の具体例

取引開始日の前日の国債先物の終値 140.20円	取引開始日の前日の国債先物の終値 140.25円
145.0	145.5
144.5	145.0
144.0	144.5
143.5	144.0
143.0	143.5
142.5	143.0
142.0	142.5
141.5	142.0
141.0	141.5
140.5	141.0
<u>140.0</u> 近接する権利行使価格	<u>140.5</u> 近接する権利行使価格
139.5	140.0
139.0	139.5
138.5	139.0
138.0	138.5
137.5	138.0
137.0	137.5
136.5	137.0
136.0	136.5
135.5	136.0
135.0	135.5

OPTIONS オプション取引のすべて

③ 追加設定

新規設定後、国債先物取引の価格水準が変動し、既存の権利行使価格と乖離する状況が生じた場合には、以下のような基準に従って新たな権利行使価格を追加設定します。なお、追加設定の条件に該当した場合には、翌営業日から取引を開始します。ただし、取引最終週に入った限月取引については追加設定を行わないことがあります。

前日の国債先物の終値に最も近接する権利行使価格を基準として、これを上回る又は下回る権利行使価格がそれぞれ連続して10種類となるように追加設定を行います。

取引開始日の前日の国債先物の終値が140円30銭の例では、135円50銭から145円50銭までの21種類の権利行使価格を設定されますが、その後、国債先物価格が上昇し、140円75銭以上になったとしますと、国債先物価格に最も近接する権利行使価格が141円となり、これを上回る権利行使価格は、141円50銭、142円、142円50銭、……、145円50銭、146円と50銭円刻みで11種類となります。このような状態になれば、146円の権利行使価格を追加設定します。

(4) 取引契約締結の方法

個別競争取引とします。最も低い値段の売呼値と最も高い値段の買呼値とが合致するとき、その値段を約定値として取引を成立させる方法であり、価格優先・時間優先の原則が厳格に守られています。

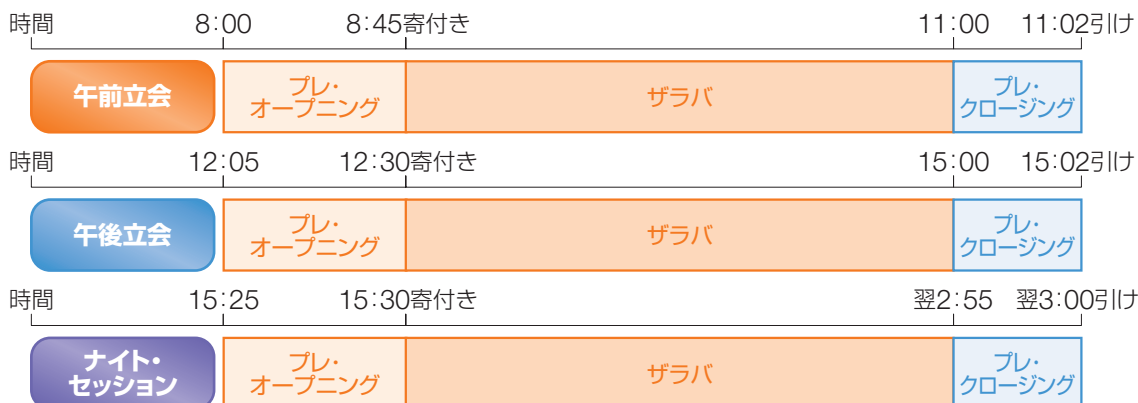
(5) 立会方法

① 立会時間

立会時間は以下のとおりです。

午前立会	8:45～11:02
午後立会	12:30～15:02
ナイト・セッション	15:30～翌3:00

※ナイト・セッションの開始時から翌営業日の日中取引(当該営業日の日中立会及びJ-NET取引(当該営業日の15:15まで)の取引に限る)の終了時までの1サイクルを「取引日」とします。



	日中立会		ナイト・セッション	概 要
	午前立会	午後立会		
プレ・オープニング	8:00～8:45	12:05～12:30	15:25～15:30	注文のみ受け付けてマッチングは行いません。
オープニング・オークション	8:45	12:30	15:30	板寄せ方式によるマッチングを行います(取引が成立しなければ、ザラバに移行します)。
レギュラー・セッション(ザラバ)	8:45～11:00	12:30～15:00	15:30～翌2:55	原則として、ザラバ方式による取引を行います(取引の一時中断又は停止を行った場合には、板寄せ方式により取引を再開します)。
プレ・クロージング	11:00～11:02	15:00～15:02	翌2:55～翌3:00	注文のみ受け付けてマッチングは行いません。
クロージング・オークション	11:02	15:02	翌3:00	板寄せ方式によるマッチングを行います。

※クロージング・オークションでは、対等値段が直前のレギュラー・セッション(ザラバ)での直近の約定値段、又は、最良売呼値及び最良買呼値の仲値から、上下10銭の終値成立値幅を超える場合は、取引が成立しません。

② 立会方法

売買システムにより取引を行います。

(6) 取引単位、呼値及び制限値幅

① 取引単位

取引単位はオプションと先物とを組み合わせた利用を容易にするため、先物取引と同じ単位とします。国債先物オプション取引の場合、1契約当たり国債先物取引の額面1億円分を1単位とします。

② 呼 値

国債先物オプション取引における呼値はプレミアムについて行います。呼値の単位は、額面100円につき1銭とします。

③ 注文の種類及び条件

注文の種類は以下のとおりです。

注文種類	概 要
①指値注文	価格の限度を指定して発注し、指定した価格又はそれより有利な価格で約定する注文。
②成行注文	価格の限度を指定せずに発注し、最良の売呼値(買呼値)と順次対当する注文。
③最良指値注文	価格の限度を指定せずに発注し、最良の売呼値(買呼値)と対当する指値注文。
④ストップ注文	発注時に指定した板登録条件を満たしたときに、発注時に指定していた条件で板登録される注文。

※指値注文から成行注文への訂正といった注文種類の訂正はできません(注文種類を変更する場合は、既存の注文を取消し、新たに発注し直す必要があります)。

次の呼値の条件を必ず付す必要があります。

	注文条件	概 要
約定数量条件	Fill and Store(FAS)	一部約定後に未約定の残数量が残る場合には、残数量を有効とする条件。
	Fill and Kill(FAK)	一部約定後に未約定の残数量が残る場合には、残数量を失効させる条件。
	Fill or Kill(FOK)	全数量が直ちに約定しない場合には、全数量を失効させる条件。

FASの場合には以下の有効期間条件を付す必要があります。

有効期限条件	Good for Day(GFD)	当日の日中立会終了まで有効(夜間立会で受け付けた注文は当日の夜間立会終了まで有効)とする条件。
	Good till Date(GTD)	指定した期間が満了する日の日中立会終了まで有効とする条件。
	Good till Cancel(GTC)	注文が取り消されるまで有効とする条件。

④ 即時約定可能値幅

誤発注等による価格急変の防止の観点から、約定させた場合に直前のBBO仲値^(※)から所定の値幅(上下10銭)を超える約定が発生する注文を受け付けた場合には、取引の一時中断を行います。取引の一時中断後は、板寄せ方式で取引を再開します。ただし、取引再開時の板寄せにおける対当値段が即時約定可能値幅の基準となる値段から一定値幅の範囲外である場合には、連続して取引が中断されます。

(※)BBO仲値とは、直近の最優先買呼値と最優先売呼値の仲値(約定値段を含む)。

⑤ 制限値幅

投資者保護の観点から制限値幅を設けることにしています。この考え方はすべての取引所取引に共通のものです。

国債先物オプション取引に係る値幅の限度は、基準値段(原則、前取引日の清算数値)を中心に上下2円10銭範囲内とし、取引日単位で適用します。

また、値幅の限度は、サーキット・ブレーカー(7参照)の発動状況に応じて上下3円に拡大します。

※制限値幅の拡大は、取引の一時中断中に行います。値幅の限度が拡大されるまでの間に、拡大前の制限値幅を超える注文を発注しようとしても、当該注文は受け付けられません。

※市況等を勘案し、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、臨時で制限値幅を見直します。

(7) サーキット・ブレーカー制度(一時中断措置)

国債先物取引の中心限月取引が以下の発動条件に該当した場合には国債先物オプション取引の全ての限月について取引を一時的に中断します。

発動条件	中心限月取引(ミニ長期国債先物取引を除く)において、次の①かつ②に該当した場合 ① 制限値幅の上限(下限)値段に買(売)呼値が提示された(当該値段で取引が成立した場合を含む)場合 ② 制限値幅の上限(下限)から即時約定可能値幅を超える値段で1分間取引が成立しない場合
中断対象	① 国債先物取引(ミニ取引を含む。)の全限月取引 ② 国債先物オプション取引の全限月取引・全銘柄 ③ ①及び②の銘柄に関連するストラテジー取引 ④ ①及び②の銘柄に係るJ-NET取引
適用除外の条件	① 14:40から15:00まで ② 2:35から2:55まで ③ 制限値幅を最大値幅まで拡大した後に、再度発動基準に該当した場合
中断開始	サーキット・ブレーカー発動条件該当直後の大阪取引所がその都度定める時
中断時間	10分間
再開方法	中断中に制限値幅を拡大のうえ、板寄せ方式により取引を再開します。
基準値段	取引日単位で洗替えます。

(8) 取引規制の方法

大阪取引所が、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、次の措置を行うことができることにしています。

- a 制限値幅の縮小
- b 証拠金の差入日時の繰上げ
- c 証拠金額の引上げ
- d 証拠金の有価証券による代用の制限
- e 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- f 取引代金の決済日前における預託の受入れ
- g 国債先物オプション取引の制限又は禁止(自己取引の禁止等)
- h 建玉制限

有価証券オプション取引の仕組み

(1) 取引の対象

取引の対象は、国内金融取引所に上場されている銘柄から大阪取引所が選定する有価証券を売り付けるオプション(以下「プットオプション」という。)及び買い付けるオプション(以下「コールオプション」という。)の2種類とします。

(2) 限月取引及びその数

直近2限月及びそれ以外の3月、6月、9月、12月のうち直近2限月の4限月取引制とします。

各月の第二金曜日の前日(第二金曜日及びその前日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)を取引最終日とします。

各限月取引の取引最終日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)を新たな限月取引の取引開始日とします。

> 限月取引変遷表

—有価証券オプション取引—

		平成26年					平成27年												平成28年			
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3月	6月	9月	12月
平成26年	8月限	取引最終日 26.8.7																				
	9月限	26.9.11																				
	10月限	26.10.9																				
	11月限	26.9.12																				
	12月限	26.11.13																				
平成27年	1月限	26.12.11																				
	2月限	26.11.14																				
	3月限	26.12.12																				
	4月限	27.1.8																				
	5月限	27.2.12																				
	6月限	27.3.12																				
	7月限	27.2.13																				
	8月限	27.3.13																				
	9月限	27.4.9																				
	10月限	27.5.7																				
	11月限	26.10.10																				
	12月限	27.6.11																				
平成28年	1月限	27.5.8																				
	2月限	27.7.9																				
	3月限	27.6.12																				
	4月限	27.8.13																				
	5月限	27.9.10																				
	6月限	27.1.9																				
	7月限	27.2.13																				
	8月限	27.3.13																				
	9月限	27.4.9																				
	10月限	27.5.7																				
	11月限	26.10.10																				
	12月限	27.6.11																				

(3) 権利行使価格

① 新規設定

各限月取引について新たに権利行使価格を設定する場合には、取引開始日の前日の対象有価証券の最終値段に最も近い下表で示した価格帯の中の区切りが良い価格を1種類(以下「中心となる権利行使価格」という。)と、それを中心とした上下2種類ずつの合計5種類を設定します。

権利行使価格水準による刻み幅

権利行使価格水準			刻み
円以上		円未満	円
		500	25
500	～	1,000	50
1,000	～	2,000	100
2,000	～	5,000	200
5,000	～	1万	500
1万	～	5万	1000
5万	～	10万	2500
10万	～	20万	1万
20万	～	50万	2万
50万	～	100万	5万
100万	～	200万	10万
200万	～	500万	20万
500万	～	1,000万	50万
1,000万	～	2,000万	100万
2,000万	～	5,000万	200万
5,000万	～		500万

② 追加設定

対象有価証券の価格変動により、中心となる権利行使価格が変化した場合、中心となる権利行使価格の上下2種類の権利行使価格が常に存在するように、新しい権利行使価格が追加されます。

対象有価証券の価格変動により取引開始日の対象有価証券の最終値段が660円から680円に変化したとします。すると、中心となる権利行使価格は650円から700円に変化します。このため、中心となる700円より上の権利行使価格が750円1種類しか存在しないことになってしまうことから、その上に権利行使価格800円を追加します。これが追加設定です。以降、同じように価格変動が起こっても、中心となる権利行使価格の上下に常に2種類の権利行使価格が存在するように、何度も追加設定をしていきます。追加される権利行使価格は大阪取引所のホームページで確認することができます。ただし、取引最終週に入った限月取引について、新たな権利行使価格の追加は行われません。

(4) 取引契約締結の方法

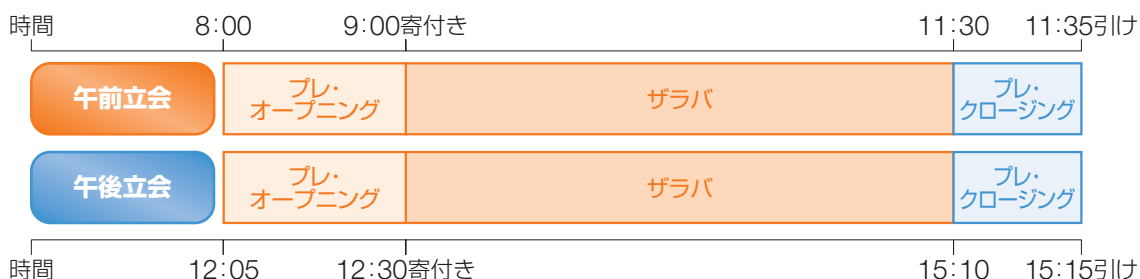
個別競争取引とします。最も低い値段の売呼値と最も高い値段の買呼値とが合致するとき、その値段を約定値として取引を成立させる方法であり、価格優先・時間優先の原則が厳格に守られています。

(5) 立会方法

① 立会時間

立会時間は以下のとおりです。

午前立会	9:00~11:35
午後立会	12:30~15:15



	日中立会		概 要
	午前立会	午後立会	
プレ・オープニング	8:00~9:00	12:05~12:30	注文のみ受け付けてマッチングは行いません。
オープニング・オークション	9:00	12:30	板寄せ方式によるマッチングを行います(取引が成立しなければ、ザラバに移行します)。
レギュラー・セッション(ザラバ)	9:00~11:30	12:30~15:10	原則として、ザラバ方式による取引を行います(取引の一時中断又は停止を行った場合には、板寄せ方式により取引を再開します)。
プレ・クロージング	11:30~11:35	15:10~15:15	注文のみ受け付けてマッチングは行いません。
クロージング・オークション	11:35	15:15	板寄せ方式によるマッチングを行います。

※クロージング・オークションでは、対等値段が直前のレギュラー・セッション(ザラバ)での直近の約定値段、又は、最良売呼値及び最良買呼値の仲値から、対象有価証券ごとに設定された終値成立値幅(即時約定可能値幅と同様)を超える場合は、取引が成立しません。

② 立会方法

売買システムにより取引を行います。

(6) 取引単位、呼値及び制限値幅

① 取引単位

「単位」は有価証券オプション取引を行う際の取引の数量を表します。有価証券オプション取引の1単位というと、各対象有価証券の売買単位と同じ数量の有価証券を買い付けたり売り付けたりする権利になります。例えば、対象有価証券の売買単位が1,000株の場合、1単位のオプションの権利行使によって1,000株の有価証券の売買が行われることとなります。

対象有価証券の売買単位	有価証券オプション1単位
1,000株(口)	1,000株(口)の対象有価証券を買い付ける(売り付ける)権利
100株(口)	100株(口)の対象有価証券を買い付ける(売り付ける)権利
1株(口)	1株(口)の対象有価証券を買い付ける(売り付ける)権利

※対象有価証券に株式分割や株式併合等が生じた場合、受渡し対象となる対象有価証券の数が調整されることもあります。

② 呼 値

注文できる値段は、プレミアムの水準によって一定の間隔に定められています。例えば、ある有価証券オプションを売買する際、3,001円で発注がしたいと考えている投資家がいたとします。下表によれば、プレミアムが3,000円以上30,000円未満の場合、呼値の単位は5円となっていますので、3,001円で発注することはできません。3,000円もしくは3,005円で発注をすることになります。

プレミアム			呼値の単位
円以上		円未満	円
	～	50	0.1
50	～	1,000	0.5
1,000	～	3,000	1
3,000	～	30,000	5
30,000	～	50,000	25
50,000	～	100,000	50
100,000	～	1,000,000	500
1,000,000	～		5,000

③ 注文の種類及び条件

注文の種類は以下のとおりです。

注文種類	概 要
①指値注文	価格の限度を指定して発注し、指定した価格又はそれより有利な価格で約定する注文。
②成行注文	価格の限度を指定せずに発注し、最良の売呼値(買呼値)と順次対当する注文。
③最良指値注文	価格の限度を指定せずに発注し、最良の売呼値(買呼値)と対当する指値注文。
④ストップ注文	発注時に指定した板登録条件を満たしたときに、発注時に指定していた条件で板登録される注文。

※指値注文から成行注文への訂正といった注文種類の訂正はできません(注文種類を変更する場合は、既存の注文を取消し、新たに発注し直す必要があります)。

次の呼値の条件を必ず付す必要があります。

	注文条件	概 要
約定数量条件	Fill and Store(FAS)	一部約定後に未約定の残数量が残る場合には、残数量を有効とする条件。
	Fill and Kill(FAK)	一部約定後に未約定の残数量が残る場合には、残数量を失効させる条件。
	Fill or Kill(FOK)	全数量が直ちに約定しない場合には、全数量を失効させる条件。

FASの場合には以下の有効期間条件を付す必要があります。

有効期限条件	Good for Day(GFD)	当日の日中立会終了まで有効とする条件。
	Good till Date(GTD)	指定した期間が満了する日の日中立会終了まで有効とする条件。
	Good till Cancel(GTC)	注文が取り消されるまで有効とする条件。

④ 即時約定可能値幅

誤発注等による価格急変の防止の観点から、約定させた場合に直前のBBO仲値から所定の値幅(下表参照)を超える約定が発生する注文を受け付けた場合には、取引の一時中断を行います。取引の一時中断後は、板寄せ方式で取引を再開します。ただし、取引再開時の板寄せにおける対当値段が即時約定可能値幅の基準となる値段から一定値幅の範囲外である場合には、連続して取引が中断されます。

※ BBO 仲値とは、直近の最優先買呼値と最優先売呼値の仲値(約定値段含む)。

対象有価証券の制限値幅の基準値段			即時約定可能値幅
円以上		円未満	円
	～	500	10
500	～	1,000	20
1,000	～	3,000	50
3,000	～	5,000	100
5,000		10,000	200
10,000		30,000	500
30,000	～	50,000	1,000
50,000	～	100,000	2,000
100,000	～	300,000	5,000
300,000		500,000	10,000
500,000	～		20,000

⑤ 制限値幅

投資者保護の観点から制限値幅を設けることにしています。この考え方はすべての取引所取引に共通のものであります。

有価証券オプション取引に係る値幅の限度は、対象有価証券における呼値の制限値幅の基準値段（原則、前取引日の終値）を中心に上下25%の範囲内とし、取引日単位で適用します。

※ 市況等を勘案し、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、臨時で制限値幅を見直します。

(7) 建玉制限

不公正取引や決済不履行の未然防止のため、一人あたりの建玉制限数量を設けています。制限数量は原則として3月末日を基準日として定期的に定められ、当該基準日における上場有価証券数の1%（基準日から遡って1年間ににおける年間売買高が上場有価証券数の10%に満たない場合は、0.7%）に当たる有価証券数に相当する取引単位となっています。

(8) 有価証券オプションの売買停止

公正な価格形成と投資家保護を図るため、必要に応じて売買の停止措置をとることがあります。有価証券オプション取引が停止されるのは、以下のような場合です。

① 対象有価証券の売買一時停止措置に伴う停止

有価証券オプション取引の価格は、対象有価証券の情報に大きく左右されるため、対象有価証券の売買が一時停止となった場合は、原則として有価証券オプション取引においても一時停止措置が取られます。対象有価証券の売買の停止措置が解除されると同時に、有価証券オプション取引の停止も解除されることとなります。

② システム障害や自然災害等に伴う停止

売買システムや関連する他システムに障害が発生する、または、自然災害やテロなどの影響が甚大で有価証券オプション取引を継続することができない又は継続することが適当でないと判断される場合も、有価証券オプション取引が停止されることがあります。大阪取引所では、コンティンジェンシー・プランとして個別具体的な対処法を定めています。

(9) 取引規制の方法

大阪取引所は取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、以下の措置を採ることができることとします。

- a 制限値幅の変更
- b 証拠金の差入日時の繰上げ
- c 証拠金額の引上げ
- d 証拠金の有価証券による代用の制限
- e 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- f 取引代金の決済日前における預託の受入れ
- g 有価証券オプション取引の制限又は禁止(自己取引の禁止等)
- h 建玉制限数量の変更

ストラテジー取引

(1) ストラテジー取引とは

ストラテジー取引とは、複数銘柄の売り／買いを組み合わせた注文を1注文として取り扱い、専用の板にてマッチングを行うものです。

(2) テイラーメイドコンビネーション

取引参加者は同一商品中において最大4銘柄までの組み合わせで、価格、売り買いの別などを自由に設定した新たなストラテジー銘柄を作成し、取引を行うことができます。また、作成されたストラテジー銘柄の情報は他の利用者に配信され、他の取引参加者がそのストラテジー銘柄を利用することもできます。これによりOTC市場で行われるようなストラテジー取引を取引所取引で行うことができます。

商品	呼値の単位	組合せ
日経225オプション	1円	一定の条件の範囲内で 参加者が自由に生成可能
TOPIXオプション	0.1ポイント	
長期国債先物オプション	1銭	
有価証券オプション	0.1円*	

※原資産の売買単位が1株の場合は1円。

(3) コンビネーションの条件

オプションにおけるストラテジー取引は、対象原資産を同一とする複数の銘柄の売付け又は買付けを同時に成立させることが可能です。

銘柄の組合せは、次の条件の範囲内であれば自由に設定可能です。

構成銘柄	構成銘柄数	レシオ*	売買の別
同一商品のみ	最大4銘柄まで	最大2まで	売り／買い

※注文1単位あたりで成立する取引数量の比率のことをレシオといいます。

※日経225オプションについて、通常限月取引と週次設定限月取引を同一の構成銘柄として指定することはできません。

(4) インブライド・アウト機能

国債先物オプションでは、インブライド・アウト機能を導入し、通常個別に取引されるストラテジー取引の各構成銘柄において、注文を連動させることにより相互に流動性を補完することができます。

J-NET取引

(1) J-NET取引とは

J-NET取引は、競争売買市場から独立したJ-NET市場において行う立会によらない先物・オプション取引をいいます。

(2) 制度概要

① 取引時間

株価指数オプション

8:20~16:00

16:15~翌3:00

国債先物オプション

8:20~15:15

15:25~翌3:00

有価証券オプション

8:20~16:00

② 取引方法

売買システムにより取引を行います。

③ 呼値の単位と呼値

(a)呼値の単位

J-NET取引に係る呼値の単位は以下のとおりです。

取 引	呼値の単位
日経225オプション	1円
TOPIXオプション	0.1ポイント
長期国債先物オプション	1銭
有価証券オプション	10銭

(b) 呼値の単位

J-NET取引に係る呼値は以下のとおり計算した範囲内で可能です。

取 引	J-NET 値幅
日経225オプション	DCB基準値段± 当日の呼値の制限値幅の基準値段×8%
TOPIXオプション	
長期国債先物オプション	DCB基準値段± 当日の呼値の制限値幅の基準値段×0.5%
有価証券オプション	理論価格± 当日のオプション対象証券の 呼値の制限値幅の基準値段×8%

④ 取引の最小単位

1 単位

⑤ J-NET コンボ取引

J-NET取引では、複数銘柄(最大10銘柄)のを同時に成立させるJ-NETコンボ取引を利用することができます。

J-NETコンボ取引は、構成する銘柄のすべてが約定条件に該当するときに限り、成立します。これにより、ストラテジーをJ-NET取引で執行するような場合に、ストラテジーに係る一部の銘柄が未執行となるリスク (legging risk) を排除することが可能となります。

なお、J-NETコンボ取引を行うためには、取引対象銘柄のすべてが大阪取引所の定める取引グループ内であることが必要となります。

ギブアップ制度と建玉移管制度について

(1) ギブアップ制度について

① ギブアップ制度について

ギブアップとは、注文執行取引参加者が、当該顧客からの指示に基づき、テイクアップを条件として、ギブアップ取引に係る清算及び決済を清算執行取引参加者に行ってもらうことをいいます。

ギブアップ制度は、機関投資家等の、各取引参加者との間での決済関連業務に関する負担を軽減すべく導入されました。複数の取引参加者にオプション取引を委託している投資家の場合、決済関連業務に係る事務コスト及び証拠金所要額を軽減していただくことが可能です。

② ギブアップ制度のしくみ

- ①ギブアップの対象とすることができる取引は、顧客の委託に基づくオプション取引とします。
- ②顧客が、注文執行取引参加者と、清算執行取引参加者それぞれに、先物・オプション取引口座を開設しており、あらかじめこの3者が、ギブアップ取引に係る手数料、ギブアップが成立しなかった場合における取扱いに関する事項等を定めた契約を締結していることが基本的に必要となります。

③ ギブアップの方法等

- ①顧客がギブアップ取引を委託する場合には、その都度、注文執行取引参加者に対して、対象銘柄、数量等のほか、清算執行取引参加者の社名等を指示するものとします。ただし、注文執行取引参加者及び清算執行取引参加者の承諾をあらかじめ得ている場合には、指示はギブアップ取引の都度でなくてよいこととします。
- ②注文執行取引参加者は、ギブアップ取引が成立した場合には、①当該ギブアップ取引に係る指名清算執行取引参加者の社名、及び②当該ギブアップ取引の内容（銘柄名、売付け又は買付けの別、数量、約定数値又は約定値段、取引時間及び顧客確認番号）を、大阪取引所に申告するものとします。
- ③大阪取引所は、注文執行取引参加者からギブアップ申告を受けた場合には、当該ギブアップ申告に基づき、指名清算執行取引参加者に①当該ギブアップ取引に係る指名清算執行取引参加者である旨 ②当該ギブアップ取引に係る注文執行取引参加者の社名 ③当該ギブアップ取引の内容 を速やかに通知し、指名清算執行取引参加者は直ちにその内容を確認するものとします。
- ④指名清算執行取引参加者は、大阪取引所からギブアップに係る通知を受けた場合には、当該ギブアップ取引について、テイクアップを承諾ないし拒否する旨を、大阪取引所に申告しなければなりません。
- ⑤大阪取引所が指名清算執行取引参加者からテイクアップを承諾する旨の申告を受けたときに、当該ギブアップは成立するものとします。

④ ギブアップに係る負担金及び手数料

ギブアップに係る負担金及び手数料の授受は以下のとおりとなっています。

①ギブアップ負担金

ギブアップの数量に5円を乗じた額を清算執行取引参加者が大阪取引所に支払う

②取引手数料

注文執行取引参加者が大阪取引所に支払う



(2) 建玉移管制度について

建玉移管とは、取引参加者が顧客の委託等により他の取引参加者へのオプション取引に係る未決済約定の引継ぎを行うことをいいます。

証拠金について

大阪証券取引所において取引された先物・オプションは、株式会社日本証券クリアリング機構で清算・決済されます。証拠金制度の詳細については株式会社日本証券クリアリング機構ホームページ(http://www.jsgc.co.jp/seisan/sakimono/shokokin_seido/shokokin.html)をご覧ください。

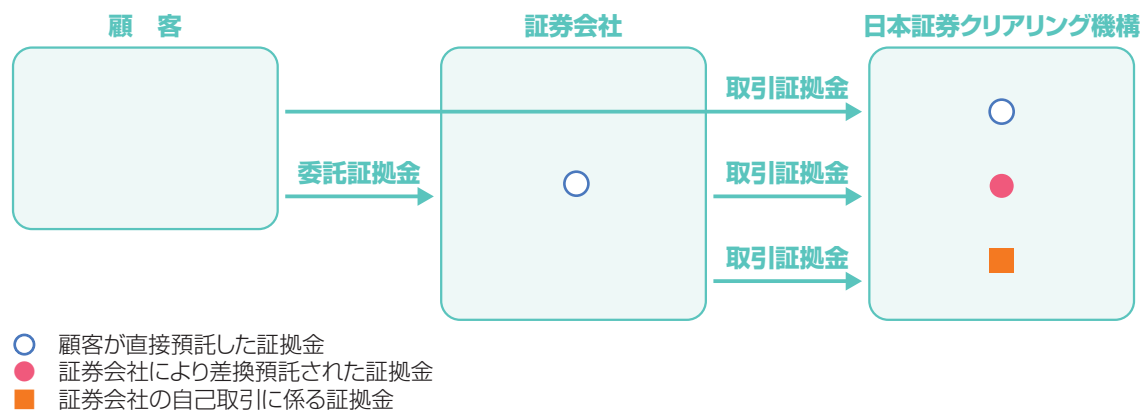
(1) 証拠金について

証拠金は、取引契約の履行を確保するために差し入れるものです。なお、オプション買方は取引代金を支払う以外になんら義務を負わないため、先物取引とは異なり証拠金の差入れは不要です。

顧客が証券会社に差し入れる証拠金について、証券会社が顧客から差し入れられた証拠金をそのまま預託（直接預託）する場合は、顧客は取引証拠金を差し入れることになり、証券会社が保有する金銭又は有価証券に差し換えて預託（差換預託）する場合は、顧客は委託証拠金を差し入れることになります。直接預託の場合、証券会社は顧客の代理人として預託、返戻を行うことになります。

証券会社が自己取引を行う場合は、取引証拠金を差し入れることになります。

> 証拠金預託概念図



(2) 顧客が差し入れる証拠金について

大阪取引所で取引される株価指数先物取引・オプション取引における証拠金は、その取引が同一口座によるものであれば、すべて合算して取り扱うこととします。

顧客が差し入れる証拠金所要額は、先物・オプション取引の建玉についてSPAN®で計算したSPAN証拠金額からオプション取引の当該建玉について計算したネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額とします。

SPAN証拠金額は、理論上相殺できる損失額を差し引いて、相場の上げ下げ等によりポートフォリオ全体で損失する可能性のある金額です。

ネット・オプション価値の総額は、オプションが権利行使された場合等に生じるリスクをカバーするために考慮するもので、買いオプションの価値の総額から、売りオプションの価値の総額を差し引くことによって求めます。



買いオプションの価値とは、オプションを転売し又は権利行使を行ったときに受け取る金銭の額に相当し、売りオプションの価値とは、オプションの買戻し又は権利行使の割当てを受けたときに支払う必要がある金銭の額に相当します。

したがって、ネット・オプション価値の総額が正の額である場合には、SPAN証拠金額からネット・オプション価値の総額を差し引くことになり、また、ネット・オプション価値の総額が負の額である場合には、SPAN証拠金額にネット・オプション価値の総額を加えることとなります。

顧客が差し入れる証拠金所要額を算式で示しますと次のとおりとなります。

$$\text{顧客が差し入れる証拠金所要額} = \text{SPAN証拠金額} - \text{ネット・オプション価値の総額}$$

なお、この証拠金所要額は日本証券クリアリング機構が定める最低基準であり、実際の額は各証券会社が定めます。

(※)SPAN証拠金額の計算方法等につきましては日本証券クリアリング機構ホームページをご覧ください。

建玉及び決済について

大阪証券取引所において取引された先物・オプションは、株式会社日本証券クリアリング機構で清算・決済されます。清算・決済制度の詳細については株式会社日本証券クリアリング機構ホームページ(http://www.jscc.co.jp/seisan/sakimono/seisan_kessai.html)をご覧ください。

(1) 建 玉

新規の売付け及び買付けは、それぞれ建玉として算定します。

建玉の決済方法は、反対売買によって決済する方法と権利行使によって決済する方法とがあります。

(2) 反対売買による決済

清算参加者は、転売又は買戻しにより決済を行えます。

(3) 権利行使による決済

取引最終日までに転売又は買戻しが行われなかった建玉で、満期の時点で本質的価値(実質的な利益)がある銘柄については、自動的に権利行使が行われます。(自動権利行使)

ただし、本質的価値があっても手数料や税金等により、権利行使しないほうが良いと買手が判断した場合、その旨を申告すれば権利放棄ができます。

また、本質的価値がない場合は、自動的に権利放棄となり、権利行使の申告もできません。

株価指数オプション取引	権利行使日の翌日に差金の授受によって行います。(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)
国債先物オプション取引	権利行使日の取引終了時刻(15:15)に先物取引が成立します。
有価証券オプション取引	権利行使日から起算して5日目の日における対象有価証券及び売買代金の授受によって行います。(受渡決済)

(4) 権利行使日／権利行使期間

権利行使日／権利行使期間は以下のとおりです。

株価指数オプション取引	取引最終日の翌日のみ(ヨーロピアン・タイプ)(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)
国債先物オプション取引	取引開始日から取引最終日まで(アメリカン・タイプ)(ただし、権利行使期間満了時のイン・ザ・マネー銘柄については特段の指示がない場合、権利行使される)
有価証券オプション取引	取引最終日(ヨーロピアン・タイプ)

付録

株価指数オプション取引の利用方法

株価指数オプション取引には、先物取引と同様、ヘッジ、裁定及びオープン・ポジションの3つの利用方法がありますが、先物取引と異なり、それぞれの利用方法について、利用者の様々な投資目的に合わせて、極めて多種多様な戦略を組むことができます。以下は、日経225オプション取引を例とした、オプション取引の基本型と代表的な戦略です。なお、各具体例では、説明を簡単にするために取引コストは考慮していません。

(1) 基本型

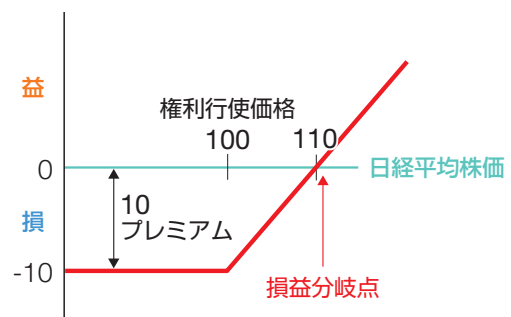
コールの買い、コールの売り、プットの買い、プットの売りの4つがオプション取引の基本型です。オプション取引には多様な利用方法があり、なかには複雑なものもありますが、いずれもこの4つの基本型を組み合わせたものです。

① コールの買い

権利行使価格10,000円のコールをプレミアム1,000円で買い付けた場合

日経平均株価が上昇して権利行使価格とプレミアムの合計額(11,000円)を上回れば、その差額(日経平均株価－11,000円)が利益となります。一方、日経平均株価がどんなに下落しても、損失はプレミアムの1,000円に限定されます。

➤ 満期時の損益線(単位100円)

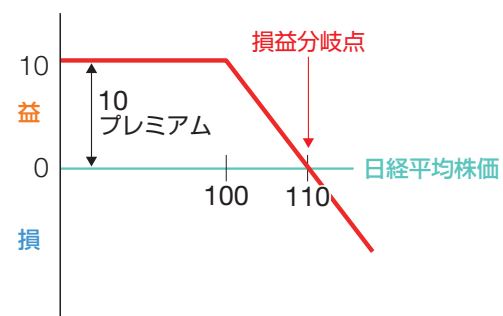


② コールの売り

権利行使価格10,000円のコールをプレミアム1,000円で売り付けた場合

日経平均株価が権利行使価格(10,000円)を上回らない限り、プレミアム(1,000円)がそのまま利益となります。一方、日経平均株価が権利行使価格とプレミアムの合計よりも上昇するにつれて、損失は拡大していきます。

➤ 満期時の損益線(単位100円)

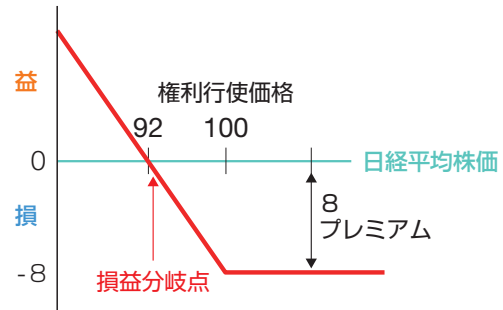


③ プットの買い

権利行使価格10,000円のプットをプレミアム800円で買い付けた場合

日経平均株価が下落して権利行使価格からプレミアムを差し引いた額(9,200円)を下回れば、その差額(9,200円-日経平均株価)が利益となります。一方、日経平均株価がどんなに上昇しても、損失はプレミアムの800円に限定されます。

> 満期時の損益線(単価100円)

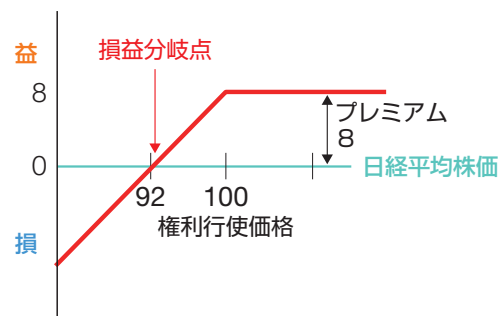


④ プットの売り

権利行使価格10,000円のプットをプレミアム800円で売り付けた場合

日経平均株価が権利行使価格(10,000円)を下回らない限り、プレミアム(800円)がそのまま利益となります。一方、日経平均株価が権利行使価格からプレミアムを差し引いた額よりも下落するにつれて、損失は拡大していきます。

> 満期時の損益線(単位100円)



(2) オープン・ポジション取引

相場の先行きを見越して、それに合ったオプション戦略を組み、相場が予想どおりの展開となったときに反対売買又は権利行使により決済し、利益を得る取引です。

オプションのオープン・ポジション取引の大きな特徴は、相場の先行きについて上がるか下がるかの見通しに基づく戦略、すなわち、相場のトレンドに基づく戦略だけでなく、その幅を見通しての戦略が組めることです。

また、オプション取引の場合はレバレッジ効果が非常に高く、買建ての場合には損失限定効果があります。例えば、日経平均株価が10,000円の時、期間30日の権利行使価格10,000円のコール理論価格は、約300円であり、これを10単位買えば、300万円で1億円の資金を動かすのと同じ効果があります。

さらに、相場の動向さえ予想すれば、それに対応するのは、コールの売り買い、プットの売り買いの4種類しかなく、銘柄選びが容易です。

オープン・ポジション取引には、コール又はプットの単純な取引であるアンカバード・ポジション、同一種類(コール又はプット)の条件の異なるものを組み合わせたスプレッド・ポジション、及びコールとプットを組み合わせたコンビネーション・ポジションがあります。

① アンカバード・ポジション

コール又はプットの売りあるいは買いだけを行う単純な取引です。先行き相場が上昇すると予想すれば、コールの買建て又はプットの売建てを行い、反対に相場が下落すると予想すれば、プットの買建て又はコールの売建てを行います。

■ アンカバード・ポジションの具体例

① コール買い

ある投資家は、先行き相場は強いとの予想で、日経平均株価が10,000円である6月12日に7月限権利行使価格10,000円のコールをプレミアム300円で10単位買い建てた。その後7月4日に予想どおり日経平均株価が12,000円に上昇したのでプレミアム2,030円で転売した。

6月12日	コール買い	300万円($300 \times 1,000 \times 10$)
7月4日	転 売	2,030万円($2,030 \times 1,000 \times 10$)
損 益	+1,730万円($2,030\text{万円} - 300\text{万円}$)	

(手数料等取引コストは考慮していません。)

② プット買い

ある投資家は、先行き相場は下落すると予想して、日経平均株価が10,000円である4月17日に5月限権利行使価格10,000円のプットをプレミアム220円で10単位買い建てた。その後5月8日に予想どおり日経平均株価が9,000円に下落したので、プレミアム1,000円で転売した。

4月17日	プット買い	220万円($220 \times 1,000 \times 10$)
5月8日	転 売	1,000万円($1,000 \times 1,000 \times 10$)
損 益	+780万円($1,000\text{万円} - 220\text{万円}$)	

(手数料等取引コストは考慮していません。)

② スプレッド・ポジション

権利行使価格又は満期日の異なる同一種類(コール又はプット)のオプションを同数量売り、買い両建てする戦略です。先行き強気のポジションと弱気のポジションがあり、いずれも相場が予想どおりになったときに一定の利益を得る一方で、予想がはずれた場合の損失を限定することができます。

スプレッドには、権利行使価格の差によるバーティカル(垂直)・スプレッド、満期日の差によるホリゾンタル(水平)・スプレッド、両者を合成したダイアゴナル(対角線)・スプレッド等があります。

■ スプレッド・ポジションの具体例

① バーティカル・スプレッド

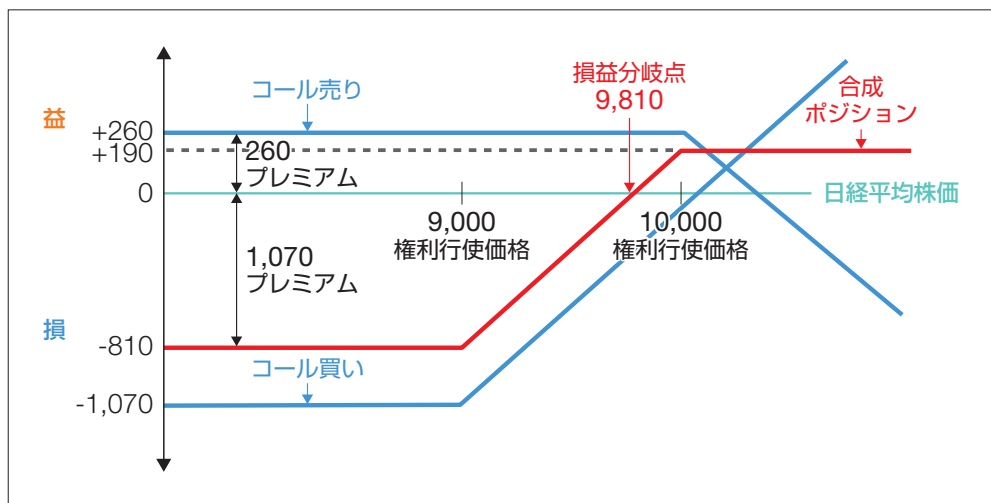
ある投資家は、当面相場は緩やかに上昇すると予想しているが、万一下落した場合のことも考えて、バーティカル・ブル・スプレッドを組むことにした。7月17日、日経平均株価が10,000円の時に8月限権利行使価格10,000円のコールをプレミアム260円で10単位売り建て、権利行使価格9,000円のコールをプレミアム1,070円で10単位買い建て、SQ算出日の8月11日に最終決済した。

OPTIONS オプション取引のすべて

	7月17日 10,000円コール売り +260万円(260円×1,000×10)	9,000円コール買い -1,070万円(1,070円×1,000×10)
	合 計	-810万円
	8月11日	
上昇 10%	権利行使割当による損失: [(10,000円 - 11,000円) × 1,000 × 10] -1,000万円	権利行使による利益: [(11,000円 - 9,000円) × 1,000 × 10] +2,000万円
	合 計	+1,000万円
	損 益	+190万円(1,000万円-810万円)
下落 10%	権利放棄: 0円	権利放棄: 0円
	合 計	0円
	損 益	-810万円

(手数料等取引コストは考慮していません。)

➤ パーティカル・ブル・スプレッドの権利行使期間満了時の損益線



②ホリゾンタル・スプレッド(カレンダー・スプレッド)

目先、相場はもみ合い状態であるが、趨勢的には上昇に転じるであろうと予測した投資家が、日経平均株価が10,000円の6月14日に7月限10,000円のコール10単位をプレミアム300円で売り建て、8月限10,000円のコール10単位をプレミアム430円で買い建てた。7月限のSQ算出日である7月14日のSQは10,300円であった。この時の8月限の本質的価値(SQ - 権利行使価格)は300円であり、7月限のコールが権利行使された際に、8月限のプレミアムが当初の建玉時の支払い額(430円 - 300円 = 130円)と本質的価値を加えた額(130円 + 300円 = 430円)を超えていれば、8月限を転売することで利益を得ることができる。

6月14日 日経平均株価 10,000円	
7月限コール売り: (300円 × 1,000 × 10)	8月限コール買い: (430円 × 1,000 × 10)
合 計	-130万円(当初建玉時の支払い額)
7月14日 SQ 10,300円	
7月限コールの権利行使割当による損失: [(10,000円 - 10,300円) × 1,000 × 10]	8月限コールのプレミアム値段 600円 8月限コールの転売: (600円 × 1,000 × 10)
合 計	+300万円
損 益	+170万円(300万円 - 130万円)

(手数料等取引コストは考慮していません。)

③ コンビネーション・ポジション

コールとプット双方の買い又は売りを組み合わせるもので、価格の変化の程度即ちボラティリティが変わることを予想した戦略です。

コンビネーションには、限月と権利行使価格が同一のコールとプットを組み合わせたストラドル、限月は同一であるが、権利行使価格が異なるコールとプットを組み合わせたストラングル等があります。

■ コンビネーションの具体例

① ストラドル買い

現在、相場の見通しについて強気と弱気が対立しており、近い将来上下いずれかに大きく動く可能性が強いと予想した投資家は、ストラドルの買いポジションを建てることとし、日経平均株価が10,000円である6月14日に7月限10,000円のコールをプレミアム290円で10単位買い建て、また7月限10,000円のプットもプレミアム210円で10単位買建て、7月限のSQ算出日である7月14日に最終決済した。

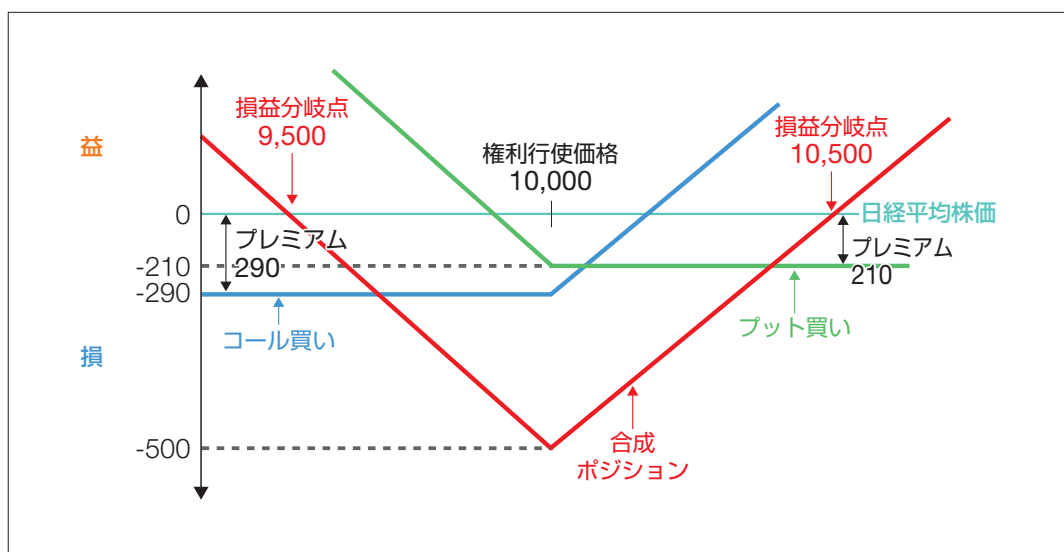
この場合、日経平均株価が支払いプレミアムの額(290円 + 210円 = 500円)を超えて上昇又は下落すれば利益となり、日経平均株価が支払いプレミアムの額の範囲内にある場合には、支払いプレミアムの額を限度に損失となる。

OPTIONS オプション取引のすべて

6月14日 10,000円コール買い -290万円(290円 × 1,000 × 10)		10,000円プット買い -210万円(210円 × 1,000 × 10)	
合 計		-500万円	
不変	7月14日 権利放棄:	0円	権利放棄:
	合 計		0円
	損 益		-500万円
上昇 10%	権利行使による利益:	+1,000万円 [(11,000円 - 10,000円) × 1,000 × 10]	権利放棄:
	合 計		+1,000万円
	損 益		+500万円(1,000万円 - 500万円)
下落 10%	権利放棄:	0円	権利行使による利益:
	合 計		+1,000万円
	損 益		+500万円(1,000万円 - 500万円)

(手数料等取引コストは考慮していません。)

➤ ストラドル買いの権利行使期間満了時の損益線



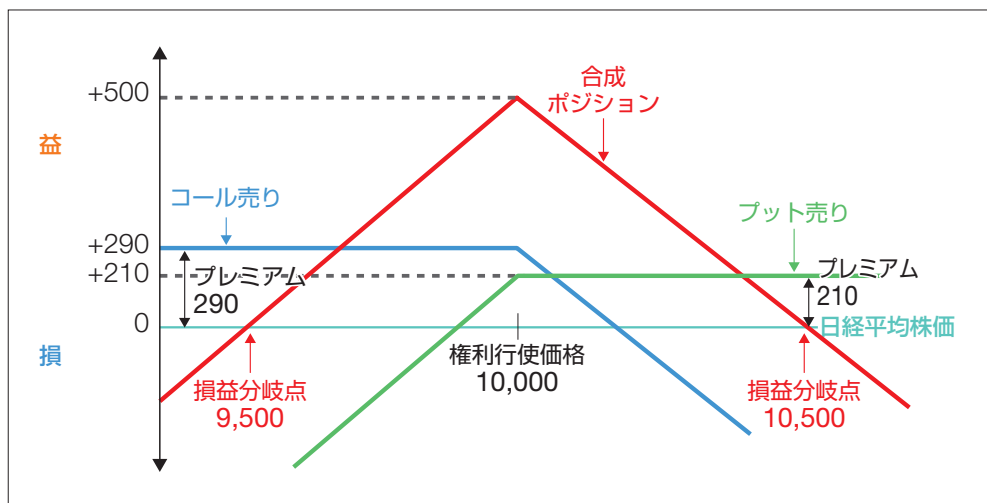
② ストラドル売り

ある投資家は、相場は当面保合いで推移し、上下に大きく動くことはないと予想して、ストラドルの売り戦略を組むこととし、6月14日、日経平均株価が10,000円の時に7月限権利行使価格10,000円のコールをプレミアム290円で10単位売り建て、また7月限10,000円のプットもプレミアム210円で10単位売り建て、7月限のSQ算出日である7月14日に最終決済した。

この場合、SQが受取りプレミアムの額の範囲内にあれば、受取りプレミアムの額を限度に利益となり、SQがその範囲を超えて上昇又は下落すれば、無限大の損失となる。

	6月14日 10,000円コール売り +290万円(290円×1,000×10)	10,000円プット売り +210万円(210円×1,000×10)
	合 計	+500万円
不変	7月14日 権利放棄: 0円	権利放棄: 0円
	合 計	0円
	損 益	+500万円
上昇 10%	権利行使割当による損失: -1,000万円 [(10,000円 - 11,000円) × 1,000 × 10]	権利放棄: 0円
	合 計	-1,000万円
	損 益	-500万円(500万円 - 1,000万円)
下落 10%	権利放棄: 0円	権利行使割当による損失: -1,000万円 [(9,000円 - 10,000円) × 1,000 × 10]
	合 計	-1,000万円
	損 益	-500万円(500万円 - 1,000万円)

➤ ストラドル売りの権利行使期間満了時の損益線



(3) ヘッジ取引

現物のポートフォリオとオプションを組み合わせ、現物ポートフォリオの価格変動リスクを回避する取引で、代表的なものにプロテクティブ・プットとカバード・コールがあります。

① プロテクティブ・プット

現物ポートフォリオとプットの買いを組み合わせた戦略です。株式相場が先行き下落すると予想した場合、保有ポートフォリオに見合う数量のプットを買い建てておきます。予想どおり相場が下落したときは、現物の値下がりにより発生した損失をプットの買いで得た利益でカバーでき、反対に相場が上昇した場合には、現物からの利益を追求できます。

OPTIONS オプション取引のすべて

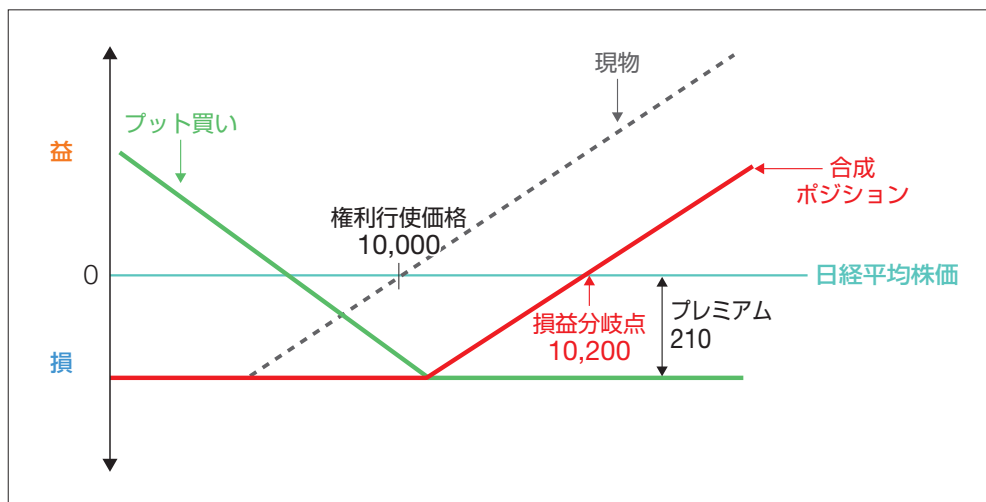
■ プロテクトティブ・プットの具体例

ある投資家は、5銘柄で構成された15億円のポートフォリオを保有しているが、先行き相場の下落が予想されるので、プットオプションを使ってプロテクトティブ・プットの戦略を組むこととし、日経平均株価が10,000円である6月15日に7月限の権利行使価格10,000円のプットをプレミアム210円で買い建てた。SQ算出日である7月14日の損益状況は次のとおりである。

現物市場		オプション市場	
6月15日 ポートフォリオ時価：15億円		プット買い(158契約) -3,318万円 (210 × 1,000 × 158)	
7月14日			
下落 10%	ポートフォリオ時価：13億4,200万円	プットの権利行使利益： +1億5,800万円	
	損 益：-1億5,800万円 (13億4,200万円 - 15億円)	[(10,000円 - 9,000円) × 1,000 × 158 +1億2,482万円 (1億5,800万円 - 3,318万円)]	
	合 計 -3,318万円 (1億5,800万円の評価損のうち、1億2,482万円をオプションでカバー)		
上昇 10%	ポートフォリオ時価：16億5,800万円	プットの権利放棄： 0円	
	損 益：+1億5,800万円 (16億5,800万円 - 15億円)	損 益：-3,318万円 (プレミアム)	
	合 計 +1億2,482万円 (プットのプレミアム分を差し引いて値上がり利益を享受)		

(手数料等取引コストは考慮していません。)

➤ プロテクトティブ・プットの権利行使期間満了時の損益線



① 5銘柄からなるポートフォリオは次のとおり

株式	株式時価総額	構成比	β 値
	(億円)	(%)	
A	1	6.7	1.20
B	3	20.0	1.10
C	5	33.3	0.70
D	4	26.7	1.50
E	2	13.3	0.90
計	15	100.0	1.0537

β 値とは、個々の株式の値動きと日経平均株価の値動きとの関係を表す尺度で、日経平均株価が「1」動いたときに個々の株式がどの程度変動するかを示している。例えば、A株式の β 値が「1.20」ということは、日経平均株価が1動くと、A株式が1.20倍動くということである。

② 必要なプットの契約数

(1) ポートフォリオ全体の β 値の計算(銘柄別の β 値×構成比)

$$\text{加重}\beta\text{値} = 1.20 \times 0.067 + 1.10 \times 0.2 + 0.70 \times 0.333 + 1.50 \times 0.267 + 0.9 \times 0.133 = 1.0537$$

(2) 修正ポートフォリオの価額の計算(ポートフォリオ時価総額×加重 β 値)

$$15 \text{ 億円} \times 1.0537 = 15 \text{ 億}8,055 \text{ 万円}$$

(3) プットの必要契約数の計算

$$[\text{修正ポートフォリオ価額} / (\text{権利行使価格} \times 1,000)]$$

$$\text{必要契約数} = 15 \text{ 億}8,055 \text{ 万円} / (10,000 \times 1,000) = 158.06 = 158 \text{ 契約}$$

② カバード・コール

現物ポートフォリオとコールの売りを組み合わせた戦略です。現物保有の期間が比較的短く、かつ相場の先行きにやや強気の場合、保有ポートフォリオに見合う数量のコールを売り建てておきます。予想どおり、相場が上昇した場合には現物株式の値上がりによる利益とコールの売建てによる損失が相殺されますが、プレミアム分の利益を得ることができ、相場が大きく上昇して権利行使が行われても、コールの売建てに伴うプレミアム分を確保できます。一方、相場が下落した場合には損失となりますが、コールを売らなかった場合よりも損失がプレミアム分だけ少なくて済みます。

■ カバード・コールの具体例

前例と同じ銘柄で構成される20億円のポートフォリオを保有する投資家が、当面相場が模様眺めにはいるものと予想して、コールオプションを使ってカバード・コールの戦略を組むこととし、日経平均株価が10,000円である6月13日に7月限の権利行使価格10,000円のコールをプレミアム280円で売り建てた。このコールのSQ算出日である7月14日には次のような損益状況になる。

OPTIONS オプション取引のすべて

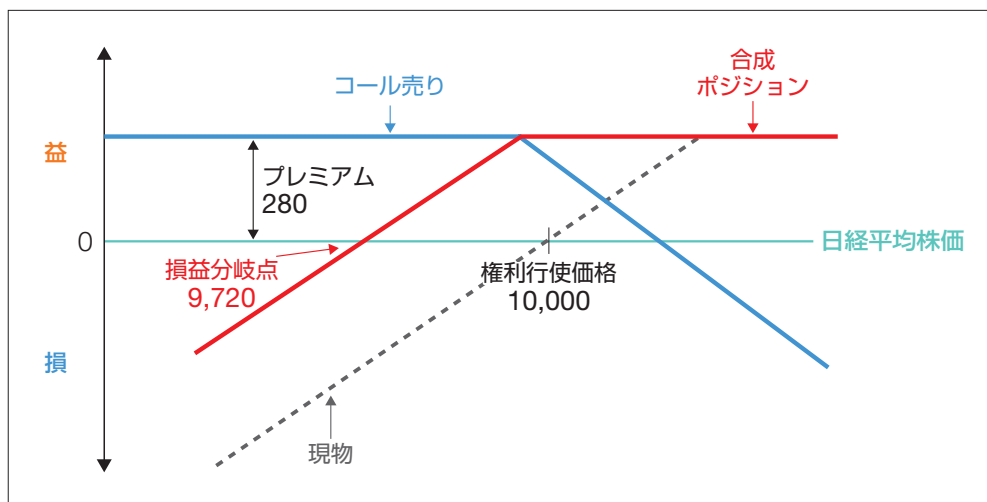
	現物市場	オプション市場
	6月13日 ポートフォリオ時価: 20億円	コール売り(210契約): +5,880万円 (280 × 1,000 × 210)
上昇1%	7月14日 ポートフォリオ時価: 20億2,108万円 損 益: +2,108万円 (20億2,108万円 - 20億円)	コールの権利行使割当による損失: -2,100万円 [(10,000円 - 10,100円) × 1,000 × 210] 損 益: +3,780万円 (5,880万円 - 2,100万円)
	合 計 +5,888万円 (プレミアムの利益分がポートフォリオの評価益に加算される)	
下落1%	ポートフォリオ時価: 19億7,892万円 損 益: -2,108万円 (20億円 - 19億7,892万円)	コールの権利放棄による利益: +5,880万円 損 益: +5,880万円 (プレミアム)
	合 計 +3,772万円 (2,108万円の評価損を、5,880万円のコールの売りでカバー)	

(手数料等取引コストは考慮していません。)

コールオプションの必要契約数の計算

必要契約数 = 21億740万円 / (10,000 × 1,000) = 210.74 = 210契約

➤ カバード・コールの権利行使期間満了時の損益線



(4) 裁定取引

先物のポジションとオプションの合成ポジションを両建てすることによって、現物や先物との間の裁定取引を行うもので、コンバージョンとリバーサルとの二つの方法があります。

① コンバージョン

コール売りとプット買いによる合成先物売りポジションと先物の買付けを組み合わせる戦略です。先物の価格が理論価格よりも安く、一方、オプションの価格(コール、プットとも)がほぼ理論価格どおりであるような場合の戦略です。

■ コンバージョンの具体例

8月14日に日経平均株価が10,000円、9月限の日経225先物が10,040円、先物理論価格が10,083円である。一方、オプションのプレミアムは理論価格どおりで、9月限10,000円のコールが305円、プットが220円である。先物価格が割安であることから、それぞれ100単位の合成ポジション売りと先物買いを行い、SQ算出日の9月8日に最終決済した。

先物市場		オプション市場	
8月14日	先物買い： 10億400万円 (10,040円 × 1,000 × 100)	コール売り： (305円 × 1,000 × 100) プット買い： (220円 × 1,000 × 100) 合 計	+3,050万円 -2,200万円 +850万円
9月8日			
不 変	決済値段： 10,000円	コールの権利放棄による利益： +3,050万円	
	損 益： [(10,000 - 10,040) × 1,000 × 100] -400万円	プットの権利放棄による損失： -2,200万円 合 計	+850万円
	合 計	+450万円	
下 落 10 %	決済値段： 9,000円	コールの権利放棄による利益： +3,050万円	
	損 益： [(9,000 - 10,040) × 1,000 × 100] -1億400万円	プットの権利行使による利益： +7,800万円 (10,000 - 9,000) × 1,000 × 100 - 2,200万円] 損 益：	+1億850万円
	合 計	+450万円	
上 昇 10 %	決済値段： 11,000円	コールの権利行使割当による損失： -6,950万円 [(10,000 - 11,000) × 1,000 × 100 + 3,050万円] プットの権利放棄による損失：	-2,200万円 -9,150万円
	損 益： [(11,000 - 10,040) × 1,000 × 100] +9,600万円	損 益：	
	合 計	+450万円	

オプション市場において10,085円の先物売りポジションが合成され、先物の買付価格との差額450万円が利益となる。

(手数料等取引コストは考慮していません。)

② リバーサル

コール買いとプット売りによる合成先物買いポジションと先物の売付けを組み合わせた戦略です。先物の価格が理論価格よりも高く、一方、オプションの価格(コール、プットとも)がほぼ理論価格どおりであるような場合の戦略です。

OPTIONS オプション取引のすべて

■ リバーサル の具体例

8月14日に日経平均株価が10,000円、9月限の日経225先物が10,200円、先物理論価格が10,083円である。一方、日経225オプションのプレミアムは理論価格どおりで、9月限10,000円のコールが305円、プットが220円である。先物価格が割高であることから、それぞれ100単位の合成ポジション買いと先物売りを行い、SQ算出日である9月8日に最終決済した。

	先物市場	オプション市場
	8月14日 先物売り: 10億2,000万円 (10,200円 × 1,000 × 100)	コール買い: -3,050万円 (305 × 1,000 × 100) プット売り: +2,200万円 (220 × 1,000 × 100) 合 計 -850万円
	9月8日	
不変	決済値段: 10,000円 損 益: +2,000万円 [(10,200円 - 10,000円) × 1,000 × 100]	コールの権利放棄による損失: -3,050万円 プットの権利放棄による利益: +2,200万円 合 計 -850万円
	合 計	+1,150万円
下落10%	決済値段: 9,000円 損 益: +1億2,000万円 [(10,200円 - 9,000円) × 1,000 × 100]	コールの権利放棄による損失: -3,050万円 プットの権利行使割当による損失: -7,800万円 [(9,000 - 10,000) × 1,000 × 100 + 2,200万円] 合 計 -1億850万円
	合 計	+1,150万円
上昇10%	決済値段: 11,000円 損 益: -8,000万円 [(10,200円 - 11,000円) × 1,000 × 100]	コールの権利行使による利益: +6,950万円 (11,000 - 10,000) × 1,000 × 100 - 3,050万円 プットの権利放棄による利益: +2,200万円 合 計 +9,150万円
	合 計	+1,150万円

オプション市場において10,085円の買いポジションが合成され、先物の売付価格との差額1,150万円が裁定利益となる。

(手数料等取引コストは考慮していません。)

(免責事項)

- 1 SPANとはシカゴ・マーカント取引所(CME)が1988年に開発したリスクベースの証拠金計算システムで、世界主要各国の先物・オプション取引所で採用されているグローバル・スタンダードのシステムです。
- 2 SPAN[®]及びPC-SPAN[®]はCMEに登録された商標であり、株式会社日本証券クリアリング機構はその使用を許諾されています。CMEは、いかなる者又は団体によるSPAN[®]及びPC-SPAN[®]の利用について一切の責任を負いません。

「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」という。)によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。「日経平均株価」を対象とする株価指数先物取引、および株価指数オプション取引に関するすべての事業、取引規制及び実施については、専ら株式会社大阪証券取引所およびその参加者の責任であり、それらについて日本経済新聞社は、一切の義務ないし責任を負いません。日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

「オプション取引のすべて」に関する著作権は、株式会社日本取引所グループにあります。本冊子の一部又は全部を無断で転用、複製することはできません。本冊子は、当社子会社の先物・オプション取引に関する制度の概要説明のみを目的として提供されるもので、先物・オプション取引の勧誘を目的としたものではありません。先物・オプション取引においては、株式相場、為替相場の変動等によって損失が生じるおそれがあり、差し入れた証拠金の全部若しくは一部を失う、または、差し入れた証拠金を超える損失を被ることがあります。また、相場変動等により証拠金額に不足が生じた場合には、追加の差し入れが必要となります。お取引に際しては、あらかじめお取引先の金融商品取引業者等より交付される契約締結前交付書面等の書面の内容を十分にお読みいただき、商品の性質、取引の仕組み、リスクの存在、手数料等を十分に御理解いただいたうえで、御自身の判断と責任で取引を行っていただきますよう、お願い申し上げます。また、本冊子に含まれる記述などの使用に関し、当社及び当社子会社は一切責任を負いません。当社及び当社子会社は本冊子に記載の事項に関し、将来予告なしに変更することがあります。

株式会社 大阪取引所

〒 541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16

TEL: 06-4706-0800(代表)

E-mail: webmaster@jpx.co.jp

URL: <http://www.ose.or.jp/>

金融商品取引業者使用欄